

議案第11号

日野町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について

日野町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年3月4日提出

日野町長 塚 田 淳 一

日野町職員のサービスの宣誓に関する条例の改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、令和2年4月1日から始まる会計年度任用職員制度について、任用形態が様々であることから、サービスの宣誓について、実情に応じた方法で宣誓を行うことができるよう所要の改正を行う。

2 改正内容

第2条第2項に別段の定めができる条文を設ける。

3 施行期日 令和2年4月1日から施行する。

日野町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
日野町職員のサービスの宣誓に関する条例(昭和45年日野町条例第16号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員のサービスの宣誓) 第2条 略 2 <u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。</u></p>	<p>(職員のサービスの宣誓) 第2条 略</p>

附 則
この条例は、令和2年4月1日から施行する。